

第 16 回葉山町子ども・子育て会議 議事要旨

- 1 開催日時 平成 28 年 5 月 26 日(木) 10 時~11 時 30 分
- 2 開催場所 葉山町役場 3 階 協議会室 2
- 3 開催形態 公開(傍聴者なし)
- 4 出席者 委員 17 名出席(定足数〇)、
欠席 3 名(角井委員、羽田委員、重松委員)
- 5 議 事
 - (1) 開会
(事務局)
 - ・ 傍聴なしの報告。
 - ・ 資料の確認。
 - (2) 前年度の振り返り
(事務局)

平成 27 年度葉山町子ども・子育て会議 報告(参考資料 2)
平成 27 年度は、特に重要と思われる 3 つの事業について議論を行った。

 - (1) 利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業
 - (2) 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業
 - (3) 放課後児童クラブ(放課後子ども教室)

について、現状、課題、対応、協働でできることの観点から、議論した内容を町長へ報告した。

利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業については、現状や課題に対し、その対応として、子育て支援センター、児童館等、保育園、幼稚園などの子育て関係機関が横の繋がりを意識し、相談内容に応じて関係機関へ繋げるコンシェルジュ的な役割を果たしていく必要がある。

役場の窓口へ相談するのはハードルが高いと思う住民がいる中で「気軽に何でもご相談ください」などの看板を窓口へ掲示するなど、ハードルを下げる工夫も考えられる。

協働でできることとして、町内の子育て支援に関わるボランティア団体やNPO法人等の地域と行政との情報交換や話し合いにより、横の繋がりを強化できる議論をした。

一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業については、現状や課題に対し、その対応として、一時預かり事業は、平成 27 年度の新設保育園で一時的に緩和したが、引き続き利用枠の拡大に向けた取り組みが必要である。例えば、葉山保育園での事業実施や子育て支援センターの増設などの機能強化の検討、事業を実施する又は検討する保育園、幼稚園、町内会などの実態調査により、事業化の可能性と必要に応じて、町のバックアップ体制を検討していく。ファミリー・サポート・センター事業は、利用料の負担が大きくならないよう、低所得者に対する負担の軽減策を考えていく。

協働でできることとして、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業の制度を地域に幅広く周知していく。

放課後児童クラブ（放課後子ども教室）については、現状や課題に対し、その対応として、町直営の学童クラブは、保護者から児童館と学童クラブの児童が一緒に過ごせ、交流できる良さの声があり、廃止だけでなく民間学童クラブとの共存を考えていく。放課後子ども教室については、放課後の過ごし方は、学童クラブ以外は一度帰宅することが原則であり、家に帰らずそのまま校庭や児童館で遊ぶことができるしくみの見直しには、安全面や責任の所在を明確にしながら、保護者や関係機関の理解が必要になる。

協働でできることとして、放課後の子どもたちの見守り活動を行うなど、地域と行政ができることについて話し合いをすることができる。

今回の報告により、現状、課題、対応、協働でできることを纏める事ができた。この3つの事業については、平成 27 年度議論したものととして1度終わらせる。今後、各事業が動き出したときに課題などが出たとき、再度、議論していく。

（3）議題

（1）子ども・子育て会議年間スケジュールについて（資料1）

（事務局）

平成 28 年度は、第 1 回目 5 月 26 日（教育・保育、地域子ども・

子育て支援事業の進捗状況や保育料の見直しなど) 第2回目 9月
(保育料の見直しや子ども・子育て支援事業計画の状況報告など)
第3回目 11月(保育料の見直しや子ども・子育て支援事業計画の
状況報告など) 第4回目 2月(保育料の見直し(最終)や子ども・
子育て支援事業計画の状況報告や最終報告)の4回を予定している。
第4回目の2月に町長への最終報告を纏めていく。

(質疑応答なし)

(2) 子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について
(資料2・3)

(事務局)

子ども・子育て支援事業計画の進捗状況は、子ども・子育て会議へ
報告した後、県を経由し、国へ報告することになる。

資料2は、教育・保育及び地域型保育事業の量の見込みや確保方策
の進捗状況になる。施設型給付の幼稚園や保育所、地域型保育給付
の小規模保育、家庭的保育の平成27年度の実績は施設型給付の保育
所入所児童数が284人(葉山にこにこ保育園100人、おひさま保育
室23人、葉山ぎんのすず保育園39人、葉山保育園122人)、地域型
保育給付の入所児童数が18人(風の子保育園18人)

である。子ども・子育て支援事業計画では確保方策を示している。こ
の確保方策の数に近づけるために平成27年度実施したことは、平成
27年9月から葉山ぎんのすず保育園(認可保育所)を開設した。平
成27年8月からおひさま保育室が認可外保育所から認可保育所へ移
行した。平成27年4月から風の子保育園が認可外保育所から小規模
保育所へ移行した。平成27年度の確保方策の1号認定は町内の幼稚
園で新制度へ移行している幼稚園がないため、1号認定の子どもはい
ない。町内の私立幼稚園5ヶ所を記載した。2号認定は161人、4ヶ
所。3号認定は133人 5ヶ所になっている。2号認定については、
子ども・子育て支援事業計画の確保方策165人に対し、161人と計画
に近づいている。3号認定については、子ども・子育て支援事業計画
の確保方策129人に対し、133人なので計画の数には達している。
資料3は、地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みや確
保方策の進捗状況になる。

利用者支援事業の進捗状況

この事業の概要は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、子育てコーディネートをする事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、利用者支援事業を行う実施箇所数は平成 27～31 年度 1ヶ所となっており既に計画どおり 1ヶ所で実施している。この 1ヶ所は子育て支援センター「ぼけっと」で行っている相談事業である。平成 27 年度の対応状況は、子育て支援センターや児童館・青少年会館、子ども育成課において利用者支援事業を実施した。役場窓口でも保健師等の専門性を活かした相談及び情報提供等を実施している。また、乳幼児全戸訪問事業等で訪問した際に、相談及び情報提供等を行い、妊娠期から切れ目のない支援を実施した。(利用者支援事業の母子保健型)子育てガイドブック「葉みんぐ」を作成し、子ども育成課窓口にて出生や転入手続きの際に配布など、情報提供を図った。

地域子育て支援拠点事業の進捗状況

この事業の概要は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、地域子育て支援拠点事業を行う実施箇所数は平成 27～31 年度 8ヶ所となっており既に計画どおり 8ヶ所で実施している。この 8ヶ所は児童館 7館、青少年会館 1館、子育て支援センター「ぼけっと」の合計 8ヶ所と示している。平成 27 年度実施状況は、児童館(青少年会館)の指導員が、子育て支援センター「ぼけっと」で研修(交流)を行い、ひろば事業等の情報交換等を行い、充実したひろば事業の提供をした。

妊婦健康診査の進捗状況

この事業の概要は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業である。

平成 27 年度の実績は、妊婦健康診査の補助券を 257 人へ配布した。子ども・子育て支援事業計画では、妊婦健康診査の補助券を利用する回数を平成 27～31 年度 2,800 回となっている。平成 27 年度の実績は、

2,556 回である。平成 27 年度の対応状況は、従来どおり 1 人につき実施回数を 14 回で行っている事業であるが、平成 28 年度より産後健診を含む 15 回の助成を実施している。

乳児家庭全戸訪問事業の進捗状況

この事業の概要は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業である。平成 27 年度の実績は、234 人に訪問を行った。子ども・子育て支援事業計画の平成 27 年度の確保方策 201 人に対し、平成 27 年度実績は 234 人になっており計画を上回る訪問をしている。平成 27 年度の対応状況は、従来どおり、着実に実施した事業である。

養育支援訪問事業の進捗状況

この事業の概要は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業である。平成 27 年度の実績は、実数で 107 人の訪問をしている。

子ども・子育て支援事業計画では、養育支援する人数は平成 27～31 年度 70 人となっている。平成 27 年度の対応状況は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を行った。

子育て短期支援事業の進捗状況

この事業の概要は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業である。この事業は、児童相談所の一時保護で対応しているところで町では実施していない。

ファミリー・サポート・センター事業の進捗状況

この事業の概要は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業である。

平成 27 年度の実績は、利用した子どもの人数は 1,163 件だった。子ども・子育て支援事業計画では、平成 27 年度の確保方策は、利用する子どもの人数 1,000 件に対し、平成 27 年度実績は 1,163 件

になっており計画を上回っている。

平成 27 年度の対応状況は、保育サポーター養成講座を 10 月 21 日～11 月 17 日に行い 11 名が受講した。

平成 28 年度より、ひとり親等に対し、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成を行っている。また、ファミリーサポートセンター事業の事務局のコーディネートにより活動できる支援会員も増えている。

一時預かり事業の進捗状況

この事業の概要は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 27 年度の確保方策は、幼稚園以外の利用する子どもの人数 2,265 人に対し、平成 27 年度実績は 1,783 人になっている。平成 27 年度認可保育所の開設により、一時預かりの利用者が減りキャンセル待ちなどの状況もなくなっている。

延長保育事業の進捗状況

この事業の概要は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業である。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 27 年度の確保方策は、利用する子どもの人数 294 人、実施箇所数 5 ヶ所に対し、平成 27 年度実績は 225 人、実施箇所 5 ヶ所になっている。平成 27 年度の対応状況は、延長保育を実施する保育園数を増やすことができた。町内全ての認可保育所で延長保育を実施している。

病児保育事業の進捗状況

この事業の概要は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業である。ファミリー・サポート・センター事業で病後児保育を実施しており、平成 27 年度の実績は 1 件である。

子ども・子育て支援事業計画では、平成 27 年度の確保方策は、1 日 15 人が利用できる体制を整えることになっているが、病後児保育の

実績は1件であった。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の進捗状況

この事業は、平成27年度に町直営4ヶ所、民間が4ヶ所の合計8ヶ所
所で実施している。

子ども・子育て支援事業計画では、平成27年度の確保方策は、定員
210人に対し、平成27年度の実績は直営、民間合わせて定員199人
であり少しずつ計画に近づいている。平成27年度の対応状況は、10
月1日より一色小学校新館で民間学童クラブを開設した。にこにこ学
童クラブも開設し、民間学童クラブが2ヶ所増え合計4ヶ所になった。
民間学童クラブの運営に要する費用の一部を補助した。

実費徴収に係る補足給付を行う事業の進捗状況

この事業については、国が示す具体的内容がなく、量の見込みや確保
方策を示す事業ではなく実施していない。

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業の進捗状
況

この事業については、国が示す具体的内容がなく、量の見込みや確保
方策を示す事業ではなく実施していない。

（委員）

資料2については、確保方策について現状が追い付いているとのこと
だが、平成28年度からの待機児童の状況とこれからの待機児童がどの
くらい見込まれるのか教えてほしい。

資料3の 地域子育て支援拠点事業の実績が年間延べ利用数になっ
ており、数字が膨大すぎ実態が見えないように思える。実績で年間の利
用数96,565人は同じ人が何回もカウントされていると思うので葉山の
人口を上回る数にもなっているので実態の数が見えないので例えば月
別の実数などで委員もイメージが付きやすい数字で教えてほしいと思
う。他の項目も同じで計画には合っているが実態には合っているのか読
み取れない。資料の作り方を検討してほしい。

（事務局）

現在、県が平成28年4月1日現在の県内全市町村の待機児童数の調
査を行っており、待機児童数については県から公表されるが、今年の同

じ時期での待機児童数は 40 名であり、今年は 10 名程度になる予定であるので、かなり減ることになると思う。県から公表されたら次回の会議で資料として情報提供する。

(会長)

今回の会議での資料提供をお願いしたい。

(3) 子ども・子育て支援事業計画に定める事業の平成 28 年度検討事項(案)について

・保育料の見直しについて (資料 4・5)

(事務局)

平成 28 年度子ども・子育て会議で検討していく事項として、保育料の見直しを提案する。

葉山町は、平成 19 年度以降から保育料の見直しを行っていない。保育料の不均衡な状態を解消するために委員から意見などをもらいたいと思っている。

(会長)

事務局から平成 28 年度子ども・子育て会議で検討する事項として保育料の見直しが提案されたが了解してもらえるか。

(一同了解)

(事務局)

資料 4 利用者負担(保育料)の見直しについて、保育料の概要は子ども・子育て支援新制度(以下、新制度)における教育・保育の利用者負担は、国の定める基準額を上限として、町が設定している。葉山町は、平成 27 年度からの利用者負担(保育料)については、従来の 所得税額ではなく、新しく市町村民税額を基に階層区分を設定している。平成 27 年度からの利用者負担(保育料)の設定した内容は、新制度の施行にあたり、新たに設定した利用者負担(保育料)は、教育標準時間認定(新制度移行の幼稚園)の保育料と保育認定(保育所)の保育標準時間の保育料と保育認定(保育所)の保育短時間の保育料の 3 つに分けて設定している。直近の保育料の見直しは、平成 19 年度末に、他の市町村を参

考として国の所得階層をより細分化して、階層間の格差を是正し8階層を11階層にした。それ以降は、見直しを行っていない。平成28年度に子ども・子育て会議で検討していきたい内容として従来からの課題の解消も含めた利用者負担の抜本的な改定について検討し、平成27年度以降に保育料の見直しを行うことを、平成27年3月に町長へ最終報告(答申)をした中でも報告をしている。他自治体では、所得階層をより細分化したり、低所得者への対策を講じるなど、よりきめ細やかな対応を行っているところもあり、町の利用者負担(保育料)は、児童の年齢や所得階層により差があり、この不均衡な状態を解消していくために検討をお願いしたい。

次に、資料6は国の資料で平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負担額であり、先ほど説明した国の基準になるものである。この基準を上限に各市町村が保育料を設定している。この基準では、1号認定が5階層になっており、各階層が所得区分によって分かれている。2・3号認定は8階層になっており、各階層が所得区分によって分かれている。

次に、資料7は資料6の国の基準の中で1号、2号、3号認定があったが、1号認定は新制度に移行した幼稚園の利用者負担額である。2号認定は3歳以上で保育所に入所している子どもの保育料で、3号認定が3歳未満で保育所に入所している子どもの保育料になる。最初に支給認定を決め、その後に保育の必要量を決める。2号認定の中で、保育標準時間と保育短時間に分かれる。保育標準時間と保育短時間の分け方は、保護者の就労時間が月120時間以上の労働をしていれば保育標準時間、月64時間以上の労働をしていれば保育短時間に決めるのが目安になる。

3号認定も同じ決め方である。

次に、資料5は平成27年度保育料近隣市町比較表になる。逗子市、横須賀市、鎌倉市を比較したものである。1枚目が1号認定の保育料になり、葉山町は5階層で国と同じ階層になっている。所得階層も国基準と同じである。所得割課税額がどのくらいの所得なのか分かりづらいので目安の年収も記載してある。葉山町、横須賀市、鎌倉市は、区分が一緒だが逗子市は15階層まで分けている。葉山町の1つの3階層の中で、逗子市は5階層に分かれており細分化されているのが分かる。今回は、委員に近隣市町村の保育料の状況を知ってもらい、次の会議で保育料について議論してほしいと思っている。1号認定は、町外の幼稚園に通っている2人であり、あまり多くない。1号認定について、

国基準と同じところが多いことも分かった。

次に、保育所へ入所している子どもの保育標準時間と保育短時間の保育料になる。葉山町は保育標準時間と保育短時間は両方とも 11 階層になっている。逗子市は、3 歳未満の子ども保育料は 22 階層に 3 歳以上は 18 階層に分かれており年齢によって階層が分かれている。横須賀市は、16 階層に分かれている。鎌倉市は、19 階層に分かれている。逗子市がかなり細分化していることが分かった。葉山町の 7 階層の中で、逗子市は 4 階層に分かれている。葉山町の 3 歳未満の 7 階層は 31,800 円だが逗子市は 21,100 から 34,600 までに細分化されている。だが、3 歳未満の逗子市の 22 階層 75,900 円と葉山町の 11 階層 61,400 円を比べると所得のある世帯の保育料はかなり差があることが分かった。葉山町と横須賀市の保育料の差は少ないが横須賀市の方が階層が細分化している。鎌倉市も 19 階層とかなり細分化している。保育標準時間と保育短時間の保育料は、保育短時間の保育料の方が若干低くなっているが考え方は両方とも一緒である。この資料を参考に今年度、保育料の見直しについて議論してほしい。

(委員)

保育料に対し、市町村から各家庭に補助金が出てると思うが多子世帯への補助金などの資料がないと各家庭が保育料をどの程度払っているかが分からない。例えば、横須賀市は第 2 子にいくらの補助、第 3 子にいくらの補助をしているなどの資料がほしい。横須賀市と葉山町の保育料はあまり変わらないように見えるが横須賀市は補助金があり、払っている保育料はもっと少ないこともあると思うのでそのようなことが分かる資料をお願いしたい。

(事務局)

資料 5 に記載はしていないが、葉山町でも第 2 子、第 3 子の保育料は安くしている。それは、どの市町村も国の基準どおりに行っておりどこも一緒である。今考えている資料が所得階層別の表を作ることを考えている。

(委員)

どの所得階層が多いのかが分かる資料をお願いしたいと思っていた。多い階層のところは町の補助金が多くなればと思う。所得階層の分布図のようなものが必要である。各市町村の補助金や援助のような制度があれば資料提供してほしい。

(事務局)

保育料は、第2子などの保育料を2分の1にしている。4月から制度が変わり多子減免について基準が拡大している。補助金を支払うのではなく、最初から保育料を軽減している。私立幼稚園に通園している世帯へは所得に応じて補助金の支払いをしている。

(委員)

今の話で多子軽減の制度を知らないなので、その制度が分かる資料がほしい。

(委員)

保育料をいくらにするのかと議論するとき、町は事業をするのにどのくらいの予算が必要と分かる資料を準備するのか。保育料を決めてしまうことはできるが決めた保育料と町の予算との関係も考えていかななくてはいけないのでは。

(事務局)

そのことも含めて議論してほしい。それに関する資料も準備する。

(委員)

保育料の近隣市町村の比較表は参考になる。逗子市が細かく細分化している理由があるはず。また、人口動態の変化で平成28年度の年齢別の子ども的人数も知りたい。

(会長)

次回の会議の資料で補助金や予算などに関する資料の提出をお願いする。

(4) 勉強会(子ども子育て会議主催)及び委員自主打合せの今後のあり方や方向性について (資料8・8-1)

(事務局)

資料8は、今年の3月に開催した自主打ち合わせの結果になる。4月24日に開催する勉強会のために自主打ち合わせを開催したがメンバーから次の話が出た。

当初、自主打合せを始めたときは、ニーズ調査では読み取れない住民の意見を聞きき、子ども子育て会議へ上げることを目的に始まったと記憶している。今は、勉強会(座談会)の開催について、そのテーマや内容の打合せを行うことが目的になっており、当初の目的から考え方に違いがあると思う。4月24日開催予定の勉強会(座談会)のテーマが決まり、内容についての打合せをしているところだが、テーマが曖昧であり、

開催するには難しい内容になっている。結論としては、今後の自主打合せ、自主勉強会のあり方を改めて考えていく必要がある。子ども子育て会議の中で、自主打合せ、自主勉強会について各委員から意見などを伺い、今後のあり方や方向性を考えていく。それまで、自主打合せ、自主勉強会は開催しない。4月24日開催予定の勉強会（座談会）は中止する。その後、子ども子育て会議で伺った意見に基づき、動いていく。

いままで自主打ち合わせを11回開催している。土曜、日曜の19時から21、22時ぐらいまで開催している。勉強会を4回開催している。当初は、新制度の周知をすることを目的に第1回目を開催している。その後、参加型勉強会として2回目、3回目を開催している。4回目は昨年の12月に開催し、その時は勉強会ではなく、座談会として住民が気軽に参加できるように開催した。

資料8-1は、審議会の役割として、審議会は、町長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するものとされている。自主打ち合わせや勉強会はこの条例で定めている規定にはない。勉強会の成果は、前回の座談会からも住民の生の声が聞くことができた。課題としては、毎回、同じ方が参加していて違う方の参加が少ないことが課題と言える。自主打ち合わせの成果は、熱心に取り組んでいる委員がいて、旧委員の方も参加している。課題としては、自主打合せに参加する委員が同じメンバーではないので、議論の継続性が保てない。構成員に対するルールがない。

新制度が施行して2年目を迎え、勉強会もいくつかの成果や課題ができた。そこで、審議会では自主打合せ・勉強会をどうしていくのか、今後のあり方をまとめたいと思っている。

（委員）

自主打ち合わせが勉強会を開催するための自主打ち合わせになっていて、当初の目的とはずれているように感じた。自主打ち合わせや勉強会をするのであればルール化したものにし、その中での意見を審議会に上げていくことにするなどきちんとした位置づけを考えていく必要がある。自主打合せに参加する委員が同じメンバーではないので、議論の継続性が保てないということであれば、一貫性がないので、そこについても位置づけを考えていく必要があるのではないかと。

（会長）

今日この場で結論がでるとは思っていない。事務局の説明や委員からの意見を含めて引き続き次回への検討事項としたい。

(5) 子ども・子育て会議委員の任期について

(事務局)

子ども・子育て会議委員の委嘱期間は、平成 25 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までとなっている。このメンバーで会議をするのは今回が最後である。公募委員の菅原委員と鈴木委員はお疲れ様でした。そして本当にありがとうございました。また、どこかで町の子育て支援にご尽力をいただき今後ともご活躍していただければと思っております。

次の委嘱期間は、平成 28 年 6 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなる。

第 2 回目は、新しいメンバーで開催する。

(6) 閉会

(事務局)

次回は 9 月に予定しており、あらためて日程調整を行う。新委員が決まり次第、開催の連絡をする。